

2008年4月

国会議員 _____ 様

放射能の環境放出を止めさせて下さい

—青森県六ヶ所村日本原燃（株）再処理工場—

国への要望事項

- 1)再処理工場に放射能除去装置を設置させること（当面）
- 2)海に空に放射能を放出させない法整備を図ること（早急）
 - ① 環境基本法第13条の具現化を図ること
 - ② 放射能の環境規制は環境省で行うこと
- 3)原発から生ずる使用済み核燃料は再処理せずそのまま貯蔵保管すること（将来的）

三陸の海を放射能から守る岩手の会

連絡先 020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8

電話・fax 019-661-1002 永田方

六ヶ所村再処理工場に関わる国への要望と質問のお願い

三陸の海を放射能から守る岩手の会

1) 国へ当面の要求事項

日本原燃再処理工場に放射能の除去装置を設置するよう指導すること

- 1-1 現在は3核種（トリチウム、クリプトン85、炭素14）が全量環境へ放出されています。トリチウム、クリプトン85は特に大量に放出されています。
- ・ 海洋放出状況 資料1-1-1（トリチウム原発濃度限度値の2800倍で放出）
 - ・ 大気放出状況 資料1-1-2（クリプトン85全原発55基の約3万倍を年に放出）
 - ・ 原子力安全・保安院のパンフ →資料1-1-3（全量放出を前提に評価）
 - ・ 日本原燃申請書による海洋放出放射能管理目標値 →資料1-1-4

関連質問

- 1) 原発では5重の壁（資料1-1-3）で放射能を閉じ込めていたものを、なぜ再処理工場では全量環境放出が許されるのですか。
- 2) 原燃が国に提出した申請書の放射能海洋放出管理目標値について、この目標値はベクレル単位で与えられています。これを人体への影響の尺度ミリシーベルト単位に換算すると幾らになりますか。（3億3千万人）

- 1-2 六ヶ所周辺環境で放射能が検出されています。

- ・ 海へ 尾駁沼から自然界の数倍のトリチウムが検出 →資料1-2-1
昨年10月2日、11月17日の海洋投棄状態 →資料1-1-1
- ・ 空へ 日本原燃施設内で検出 →資料1-2-2
尾駁周辺で検出 →資料1-2-3

関連質問

- 1) 昨年の4月に再処理工場東側にある尾駁沼から自然界の数倍のトリチウムが検出されています。原因は、海水が沼に流入したからだと言われています。ということは海水のトリチウム濃度がかなり高まっていることになります。海洋のトリチウム濃度は把握されていますか。
海洋のトリチウム濃度基準はありますか。
- 2) 昨年の10月2日、11月27日のトリチウム大量放出をご存じですか。
原発規制値の約2800倍の濃度で1日約600m³の廃液が放出されています。これは異常に高い数値ではありませんか。
- 3) 本格操業になれば1日おきに原発規制値の2700倍のトリチウムを含む廃液が1日約600m³放出する計算になります。2700倍の濃度とは、廃液1リ

ットルあたり1億6千万ベクレルの濃度です。これは自然界の海水中トリチウム濃度を1リットルあたり多めに1ベクレル（海水は0.5ベクレル/リットル程度）と仮定すると、1億6千万倍になります。同じ体積の液体からベータ線が1億6千万倍も余計に放出されているのです。このような液体を環境に放出することは海洋生態系がおかしくなってしまうのではありませんか。

仮に1000倍に薄まったとしても自然海水の16万倍のトリチウム濃度になりますが、三陸沿岸ではどの程度希釈される見込みですか。

1-3 放射能を除去しない理由

- ・海へ 放射能を除去しない理由 日本原燃からの回答 →資料1-3-1
原子力安全委員会の回答 →資料1-3-2
- ・空へ 放射能を除去しない理由 日本原燃からの回答 →資料1-3-3
 - *ザ・ガーディアンの記事 BNFLからの申し入れ →資料1-3-4
 - *東奥日報の記事、経済的理由で設置せず →資料1-3-5

1-4 放射能は除去できるし、しなければいけない

- ・青森県議会にあって提出された資料付図では除去建屋があった→資料1-4-1
- ・アクティブ試験安全協定では放射能削減に努めるとある →資料1-4-2
- ・海へ 新型転換炉ふげんではトリチウム除去装置が設置されていた資料1-4-3
推進する機関の情報で、技術開発の目処を表明している →資料1-4-4
- ・空へ 核燃サイクル機構の開発中間報告ではプラント規模で可能→資料1-4-5

1-5 放射能は除去すべき、できなければ中止すべきでないか

- ・水俣病判決を受けて、再処理工場からは放射能を放出させず科技庁長官
→資料1-5-1
- ・海洋生態系に関わる環境影響評価はしていない国会答弁 →資料1-5-2
- ・環境影響評価もせずに、海洋へ放射能を流すことは、国と日本原燃による
不法行為でないか、疑わしきはしてはいけないのではないか。
- ・除去装置の除去率は不明の部分があるが、少なくとも最大限の除去努力が必要で
はないか。そのことが北奥羽の人たちへの配慮ではないのか。

関連質問

- 1) 新型転換炉ふげんではトリチウムの除去装置が設置されていました。再処理工場でトリチウムの除去をしないのはなぜですか。
- 2) 民間でもトリチウムの除去装置を開発している会社があると聞いていますがそのような企業と連携して設置は可能ではないのでしょうか。

- 3) 原子力百科辞典アトミカを見ると再処理工場からのトリチウム除去について「レーザー法による水中トリチウムの分離が技術的に可能なことを実証した」と1985年段階の実験をもとに明記されています。以来20年以上が経過しています。青森県民、岩手県民、国民の不安解消のため設置すべきではないでしょうか。
- 4) 水俣病判決を受け、当時の科学技術庁長官は東海再処理工場からは環境に放射能を放出しないと声明しております。チェルノブイリ事故の健康被害で国際機関は子どもの甲状腺ガンだけを因果関係ありと認めて、他の疾病については因果を認めておりません。このように放射能被害は因果関係の証明は困難になりますが、それをいいことに強引に進めてはなりません。漁民・サーファー、沿岸の人たちを悲しませないで下さい。疑わしきはやらない予防原則を大切にすべきではないでしょうか。
- 除去装置設置費用は、本格操業後徐々に出てくるさまざまな被害による費用と比べると全くわずかな金額に思えます。金銭にかえられないことです、是非設置指導をしてください。
- 5) 海洋生態系に関わる環境影響評価をしないのはなぜですか。大型開発においては環境影響評価をし、結果を公開し論議をし、国民納得のもとに進めるのが国の基本的あり方ではありませんか。
- 原子力だけ環境影響評価をせずともよいというのはなぜですか。

2) 国へ早急な抜本的対策の要求

海に空に放射能を放出させない法整備を図ること

2-1 環境基本法第13条を具現化すること

- ・ 環境基本法第13条では、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については原子力基本法その他の関係法律で定めるとあります。しかしこれらの原子力関連法では障害防止措置はあるが大気汚染等の防止については定められていません。

関連質問

- ・ 上記の条文はいつから法律になったのか、それは原子力法で明文化されたのか
昭和42年公害防止基本法から 約40年も放置されてきた
公共を放射性物質から保護する条文はある。
公共はおおやけ 自然環境や大気水質土壌など環境ではない。
- ・ 専門小委員会のどこでどのように取り上げてきているのか。
- ・ 経済産業大臣が定める基準は環境を守る規制値なのか、上位法に定義がないのに

どのような前提でこのような基準が定められたのか。

* 3ヶ月の積算線量率で0.25ミリシーベルトになっているこれだけ、

* 海域のモニタは行っていない。（陸上で行っている、海洋起源か区別できぬ）

- ・ICRPの指導による。国際放射線防護委員会の規制値は環境を守るためか
- ・環境を「守るための措置」とは、具体的にはどのような項目があげられるのか。
解説では環境基本法の第2章にあげる施策を指すと書かれてある。
環境基準を定める。それを達成するための放出口基準を定める。
その前段として環境アセスメントがなされることなど。
- ・原子力関連法で、このような「措置」がなされてきたのか。

* 放射性物質による環境汚染を守る原子力関連法が整備されていないことが明確になった場合。

- ・その背景は何か。・責任はどこにあるのか。・経産省の原子力政策のもと、40年間も環境を守る法律がおざなりにされてきた。国民にどう説明するのか。今後経産省に任せるわけにはいかないのではないか。
- ・今後どのようにこの問題に対応するつもりか。
- ・環境基本法の精神に則った、法律案でなければ認められない。世界の模範になる放射能汚染防止の環境法 律の制定をする。
- ・委員の人選、環境省、経産省からの委員、業界代表は排除し、真に良識的な委員を選任すること。

2-2 放射性物質の環境規制は経産省から環境省に移管すること

- ・推進と監視を同一省で行うことは、産業優先になり国民が健康で文化的な生活ができる規制が行われぬ。
- ・参議院環境委員会で川田龍平議員の質問に鴨下環境大臣がこの考えを容認する発言をしている。 2007.11.27 →資料2-1-1

- 岩手県内の市町村議会で「放射能海洋放出規制法（仮称）」採択状況
→資料2-3-2 資料2-3-3

3 核燃サイクル事業に関する要求

- 3-1 使用済み燃料を再処理はせずに、米、独、北欧、カナダなどのようにそのまま貯蔵保管すること。 →資料3-1-1

4 その他参考資料

- 放射能のいのちへの影響

- 4-1 トリチウムの有害作用 資料4-1-1
- 4-2 米科学アカデミーの報告「低線量でも発ガン」 資料4-2-1
放射能の影響 資料4-2-2~4
- 4-3 ヨーロッパの再処理周辺で起こっていること 資料4-3-1~6
- 4-4 チェルノブイリ事故後どうなっているか 資料4-4-1~2
- その他
- 4-5 放射能の海洋拡散、空への拡散予想 資料4-5-1~3
- 4-6 再処理コストに関する記事 資料4-6
- 4-7 その他資料 資料4-7-1~3

関連質問

1) 情報公開について

大量の放射能を海洋へ放出し始めてまもなく2年になります。トリチウムの海洋での拡散状況はどうなっているのですか。放出されたトリチウムはどのように流れているのでしょうか。この基本的で大切な情報をわかりやすく公開して下さい。

2) 風評被害や実害について

三陸の養殖水産物について風評被害が生じたときには、国ではどのような被害補償を考えておりますか。その場合の窓口はどこになるのでしょうか。誰が責任をとるのでしょうか。

もし三陸の水産物からプルトニウムが検出されたならば、どうするのでしょうか。この誰が責任を取るのでしょうか。環境に放出されたプルトニウムはもう回収できませんがどうするのですか。

被害状況を判定をする機関が必要になりませんか。

補償の財源はどこから得るのでしょうか。

3) 米国科学アカデミー（政府機関）は06年6月「被ばくにはこれ以下なら安全と言える量はない」と報告しました。国の原子力関連委員を勤めている草間朋子大分県立看護大学学長は「低線量では人体に影響がないと言い張るのは難しくなったのではないか」とコメントされています。→7月1日岩手日報

この報告を国はどう受け止めているのですか。

これが正しいとすると、放射能の環境放出は微量でも許されることではないはずですが見解をお示してください。

→最新の知見により法律の基準等は見直していくことが大切です。

現在の国の放射能に係わる基準自体を全て見直す必要があるのではないですか。

→水俣病、薬害C型肝炎、アスベスト被害における国の責任、これらの教訓を生かす

とすると、国は放射能放出を抑制し原子力政策を嚴重に慎重に進めるべきではないでしょうか。

4) 国は三陸の漁業者やサーファーなどの海を大切にしている人たちに環境はどうなる見通しを説明し、人々の納得のもと、再処理工場の本格操業を検討すべきではないでしょうか。

5) 工場周辺に住む成人の線量評価が年に 0.022 ミリシーベルトで安全としていますが。その仮定において以下のような過小評価が見られます。これについて見解をお願いします。

→魚類における放射能の濃縮を過少評価しているのではありませんか

日本原燃は魚類の濃縮係数を 30 としていますが、英セラフィールドでの実態に基づく調査では、セシウムの濃縮係数は最大 180 と評価することができます。6分の1の過小評価になります。

→海藻のヨウ素の濃縮係数を 2000 として評価していますが、原発周辺海域の評価の際には濃縮係数は 4000 として計算されています。なぜ六ヶ所は 1 / 2 の過小評価が行われたのですか。(フランス再処理工場ラ・アーク周辺海域の実測では 24000 倍もの濃縮係数になっております。仏政府組織 GRNC2004 年調査、これから見ると 1 / 12 の過小評価になります)

→2002 年 8 月のはがきによる海流調査、昨年越前クラゲのようすをみても海流が岸沿いにながれていることは自明ですが、日本原燃(株)の予想では放射能は放流口から東南方向に拡散していき海水で薄まるとして被ばく評価をしています。実際と違うのではないですか。

→波しぶき、潮風、やませによる放射能の内陸への移動を考えにいれて評価しているのですか。大気中に排出される放射能が海洋に降下してくることも評価計算の考えに入れていっているのでしょうか。

→プルトニウムなど重金属放射能が海底へ年々蓄積することは評価にいれていますか。

→現在、六ヶ所沖合の海藻中の放射性ヨウ素を調べていませんが、このような一番基本になる環境試料の重要な調査をせずに、被ばくの実質的調査はできないのではないですか。調査すべきではありませんか。

(以上)

* 必要な資料につきまして、ご入り用のときはお知らせ下さい。お送りします。

連絡先 020-0004 岩手県盛岡市山岸 6-36-8 電話/fax 019-661-1002

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫